

# かりやeco事業所認定制度 ガイドブック



かりやeco事業所認証ステッカー

令和6年9月

刈谷市産業環境部環境推進課

## ○制度の概要

---

### (1) 目的

環境に配慮した取組を積極的に実施している事業所を「かりやeco 事業所」として認定し、市及び事業所が広く市民等に対してPRすることにより、事業所の自主的な環境への取組の推進を目的としています。

### (2) 対象事業所

所在地が刈谷市内にあり、下記に定める環境に配慮した取組の評価点が8点以上になる事業所（工場、営業所、オフィス、店舗などの独立した事業所単位）。

【取組の項目】（詳細な取組事例及び点数については別表参照）

①環境マネジメントシステムの認証取得	⑬EV等充電設備の整備
②エコ商品・地産地消商品の積極的な販売	⑭自動車利用の抑制及びエコドライブの推進
③環境に配慮した製品の開発・製造	⑮カーボン・オフセットの推進
④グリーン購入等の推進	⑯廃棄物の発生抑制
⑤従業員への環境教育	⑰リサイクルの推進
⑥エネルギー使用量、CO <sub>2</sub> 排出量の把握	⑱緑化の推進
⑦デコ活宣言	⑲生物多様性に配慮した活動の推進
⑧建物の環境配慮	⑳環境保全協定の締結
⑨再生可能エネルギーの導入	㉑熱中症対策の推進
⑩省エネルギー・高効率機器の導入	㉒防災・減災の推進
⑪日常の省エネルギー・節水対策の実施	㉓環境美化活動の推進
⑫次世代自動車の導入	㉔社会貢献活動の推進

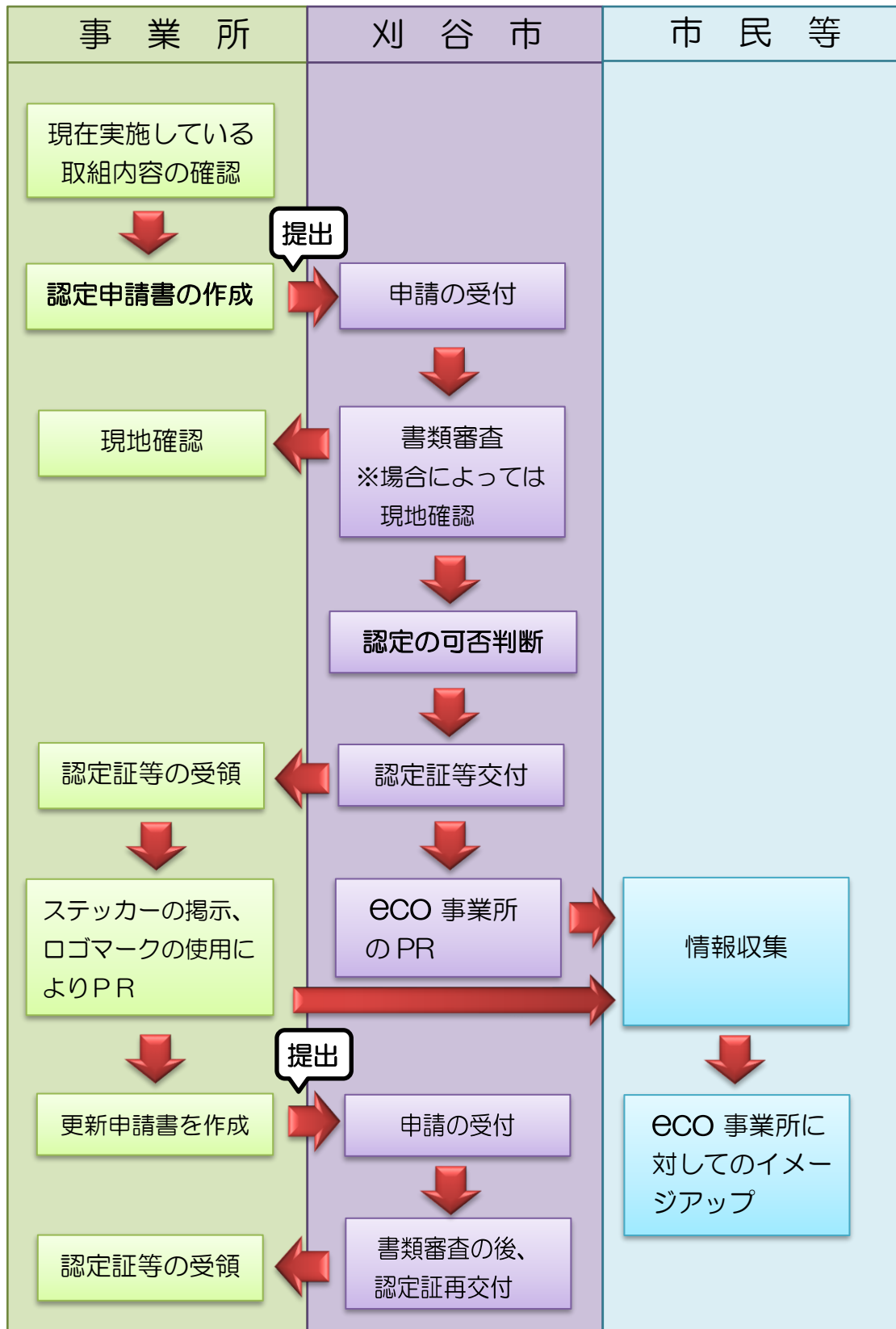
### (3) 認定のメリット

- ・認定証及び認証ステッカーが交付されます。
- ・かりやeco事業所のロゴマークを名刺や印刷物などに表示できます。
- ・刈谷市のホームページなどで広報されます。（希望によりHPへのリンクを貼ることも可能です）
- ・刈谷市から認定された事業所として、自社の取組をPRすることができます。
- ・刈谷市からエコに関する様々な情報提供を受けることができます。
- ・eco 事業所同士の情報交換を行うことができます。
- ・省エネなどを意識することで経費削減につなげることができます。

### (4) 認定期間【更新可】

認定日から令和9年（2027年）9月30日まで

## ○本制度のフロー図



## ○申請に係る留意事項

---

### ①かりやeCO事業所認定（新規・更新）申請書（様式第1号）

本制度は事業所全体での取組に対しての認定制度のため、従業員個人の取組については対象となりませんのでご注意ください。そのため、申請は必ず事業所の代表者名で行ってください。

また、同一事業者が複数の事業所を申請する場合は、それぞれの事業所についての所在地、取組などの説明資料、図面、写真等添付することで1つの認定申請書によって認定を行うことができます。

なお、取組が評価点に該当するかの判断は別表を参考にしてください。

### ②かりやeCO事業所認定変更（廃止）届出書（様式第2号）

認定期間中に下記の変更等あった場合は届出をしてください。

#### 【該当事例】

- ・事業所の名称変更又は所在地変更
- ・事業所を所管する事業者の変更
- ・取組項目の点数が8点未満となったとき
- ・会社の合併又は解散、事業の休止又は廃止等事業活動の存続に関する事項があったとき
- ・環境関係法令に違反して行政処分を受けたとき

### ③かりやeCO事業所認定（新規・更新）申請書（様式第1号）

本制度は全認定事業所に対して市が定める基準日（2015年10月1日）から3年間毎に一齐に更新事務を行います。更新を希望される場合は、期限日までに上記申請書により更新手続きを行ってください。その際も新規申請時と同様の手続きが必要となります。

**提出先** 〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地  
刈谷市環境推進課（刈谷市役所2階） ※郵送可

#### ④審査方法

本制度は認定に際し、書類審査を行います。必要に応じて、可能な範囲で聴き取り及び現地確認をする場合があります。

別表 環境に配慮した取組及び評価点（8点以上で認定）

区分	取組	評価点	取組例など
総合（環境管理）	1 環境マネジメントシステムの認証取得	4	ISO14001、ISO50001、エコアクション21等の認証取得
	2 エコ商品・地産地消商品の積極的な販売	1	エコ商品や地元産の食材を活用した商品を積極的に販売
	3 環境に配慮した製品の開発・製造	1	省エネ・省資源等の環境に配慮した製品の開発・製造
	4 グリーン購入等の推進	1	グリーン購入法に適合した紙や筆記具の購入、地元産食材の積極的な活用等
	5 従業員への環境教育	1	従業員への環境教育の実施
	6 エネルギー使用量、CO <sub>2</sub> 排出量の把握	1	省エネルギー診断や自主的な算定によるエネルギー使用量、CO <sub>2</sub> 排出量の把握
脱炭素	7 デコ活宣言	1	環境省の推進するデコ活宣言を実施
	8 建物の環境配慮	3	ZEB 認証取得
		2	Nearly ZEB または ZEB Ready または ZEB Oriented の認証取得
	9 再生可能エネルギーの導入	2	太陽光発電システム、太陽熱利用システム、地熱発電システム等の導入
	10 省エネルギー・高効率機器の導入	1	LED照明、人感センサー照明、高効率給湯器、高効率ボイラー、コージェネレーションシステム等の導入
	11 日常の省エネルギー・節水対策の実施	1	不要照明の消灯、空調温度の適正管理、節水こまの設置など
	12 次世代自動車の導入	1	ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車等の導入 ※全保有台数のうち10%以上が次世代自動車の場合のみ評価
	13 EV等充電設備の整備	1	従業員用または公共用としてEV等の充電設備の整備（社用車用の充電設備は除く）
14 自動車利用の抑制およびエコドライブの推進	1	通勤や業務における公共交通機関や自転車の利用促進、燃費の管理など	

	15 カーボン・オフセットの推進	2	カーボנקレジットの創出、カーボン・オフセットの実施（オフセット製品・サービスの利用、事業活動のオフセット）、グリーン電力・熱証書の購入など
資源循環	16 廃棄物の発生抑制	1	用紙使用の削減、ごみの分別の徹底、食品ロスの削減など
	17 リサイクルの推進	1	事業活動に関連する廃棄物や使用済み製品の回収やリサイクルの実施
自然共生	18 緑化の推進	2	刈谷市のグリーンカーテンコンテスト（事業所部門）に参加
		1	（コンテスト不参加の事業所のみ） 屋上緑化、壁面緑化、グリーンカーテン等を設置
	19 生物多様性に配慮した活動の推進	1	ビオトープの設置、在来種の植林活動など
安心安全	20 環境保全協定の締結	2	刈谷市と環境保全協定を締結
		1	（協定を締結していない事業所のみ） 大気、水質、騒音等法規制以上の社内基準を設け、自主的な検査を定期的実施など
気候変動への適応	21 熱中症対策の推進	2	クーリングシェルターとして刈谷市から指定
		1	対策を従業員へ周知するなど、従業員の熱中症予防に関する取組の実施
	22 防災・減災の推進	1	防災備蓄品、雨水貯留施設、雨水タンク、止水板、透水性舗装の整備など
参加協働	23 環境美化活動の推進	1	地域における清掃活動、530運動への参加など
	24 社会貢献活動の推進	2	地域住民や子どもなどを対象にした環境教育の実施、環境に関する市民団体への支援など

